

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定……………
 - …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
 - 二
 - 建築基準法による道路位置の指定……………(同)…
 - 二
 - 東京都地域冷暖房区域の変更……………
 - …(環境局都市エネルギー部都市エネルギー推進課)…
 - 二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
 - …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
 - 四
 - 貸金業法による行政処分……………
 - …(産業労働局金融部貸金業対策課)…
 - 五
 - 都道の供用開始(二件)……………
 - …(建設局道路管理部路政課)…
 - 五
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
 - …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
 - 八
 - 都市計画事業の施行……………
 - …(都市整備局市街地整備部企画課)…
 - 九

● 東京都告示第二百八十二号

告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに面積(単位平方メートル) |
|----------------------|------------|---|---|
| 法第四十二条第一項第四号の規定による道路 | 平成二十七年二月十日 | 東久留米市神宝町一丁目百六十番九、同番九地先、百六十一番十一、同番十二、百六十二番四から同番六まで、百六十三番二、百六十四番一、同番三の一部、同番四から同番六まで、百六十五番五、百六十六番五の一部、同番六、同番九から同番十一まで、百七十七番七の一部、同番七、同番九の一部、同 | 延長 四七七・二一 幅員 一六・〇〇 隅切り 二三・九七 |

番九地先、百七十七番二十四から同番二十八まで、百七十九番四並びに百八十番三及び同番四の各一部、同番五、同番十、同番十一、百八十一番五の一部、同番十三、同番十四、同番十五の一部、同番四、同番七、同番八、百八十六番二、同番六、同番七、同番九から同番十二まで、百九十番十三から同番十五まで、百九十三番八、同番八地先、百九十五番五、同番六、百九十六番一、同番四から同番八まで、百九十七番三、同番四、百九十八番一並びに同番七及び同番八の各一部、二百四十一、同番三から同番五まで、二百四十八番三、同番四、二百

五十番二の一部、同番四、同番五、神宝町二丁目二百六十四番三、同番四、二百六十五番二、二百六十六番二並びに二百六十七番七及び同番十二の各一部、同番十三、同番十六の一部、同番二十三、同番二十四、二百七十番四、同番六の一部、同番七、同番八、同番十一から同番二十まで、二百七十二番二、三百一十一番三十四の一部、同番三十七、同番三十八、三百六十三番三の一部、同番四並びに三百八番二及び三百九番二の各一部、同番八、同番九並びに三百三十三番二の一部

●東京都告示第二百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと

おり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年三月三日
 東京都多摩建築指導事務所長
 金子博

| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
|----------------------|------------|---|------------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十七年二月九日 | 小平市津田町二丁目千五百二十六番十五の一部、同番十五地先並びに同番三百五及び同番三百三十七の各一部 | 延長 三四・八五 幅員 四・〇〇 |

●東京都告示第二百八十四号

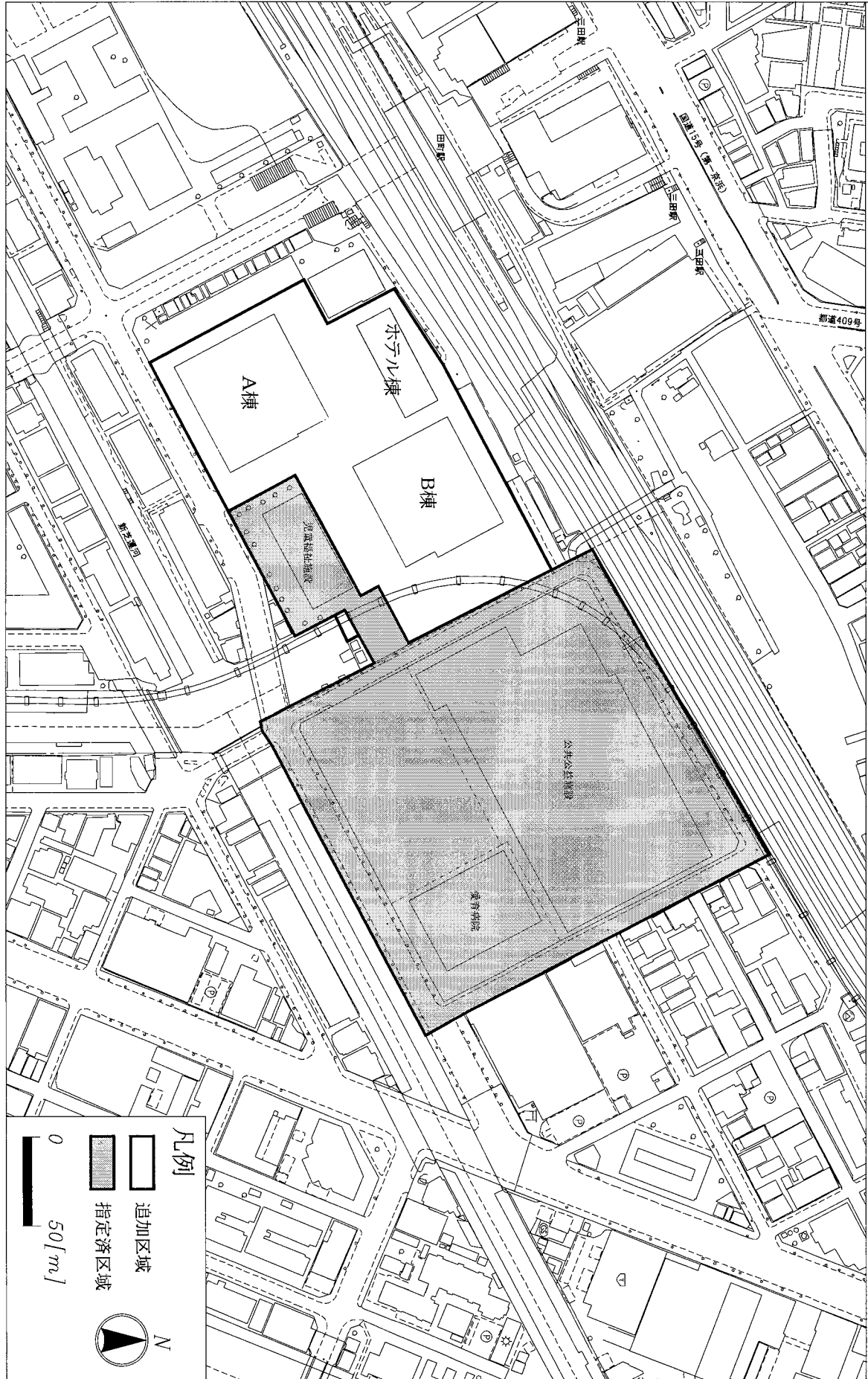
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十七年三月三日

- 東京都知事 外 添 要 一
- 一 変更した地域冷暖房区域の名称
田町駅東口北地域冷暖房区域
 - 二 変更内容

- 地域冷暖房区域の範囲(別図のとおり)
- (一) 変更前
港区芝浦一丁目の一部
 - (二) 変更後
港区芝浦一丁目の一部及び芝浦三丁目の一部

別図

田町駅東口北地域冷暖房区域



●東京都告示第二百八十五号

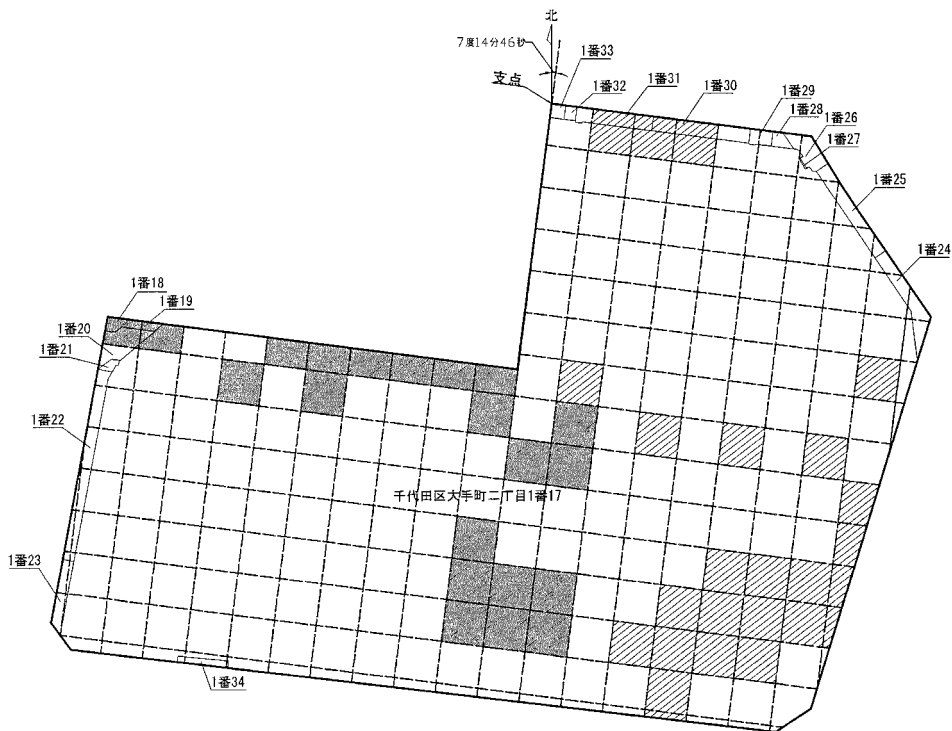
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百十
一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区大手町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡 例

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線
- 筆境界線
- 敷地境界

〈支点〉

支点は、敷地境界(千代田区大手町二丁目1番33)の最北端とする。

〈格子の回転角度:7度14分46秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八十六号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名称 スリーアローズ

(二) 氏名（法人の場合） 菅井 昭雄
表者氏名

(三) 主たる営業所所在地 港区芝二丁目二十七番十六号 川俣ビル一階

(四) 登録番号 東京都知事(8)第一四〇六七号

(五) 登録年月日 平成二十六年十二月二十八日

二 処分年月日 平成二十七年二月二十三日

三 処分の内容 業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務を除く。）を停止する。

四 業務停止期間 平成二十七年三月一日から同年八月十二日まで（百六十五日間）

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

東京都知事 舩 添 要 一

東京所沢

一 路線名 新宿区西新宿八丁目十六番一地先から同区北新宿一丁目三百番二地先まで

二 供用開始の区間

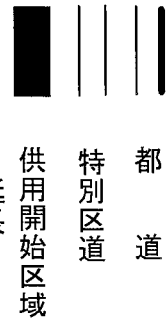
三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成二十七年三月三日

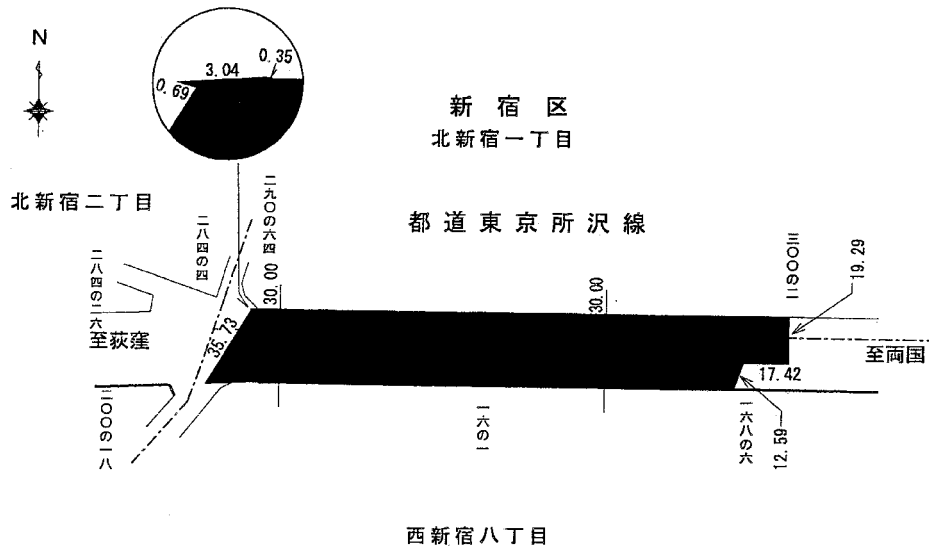
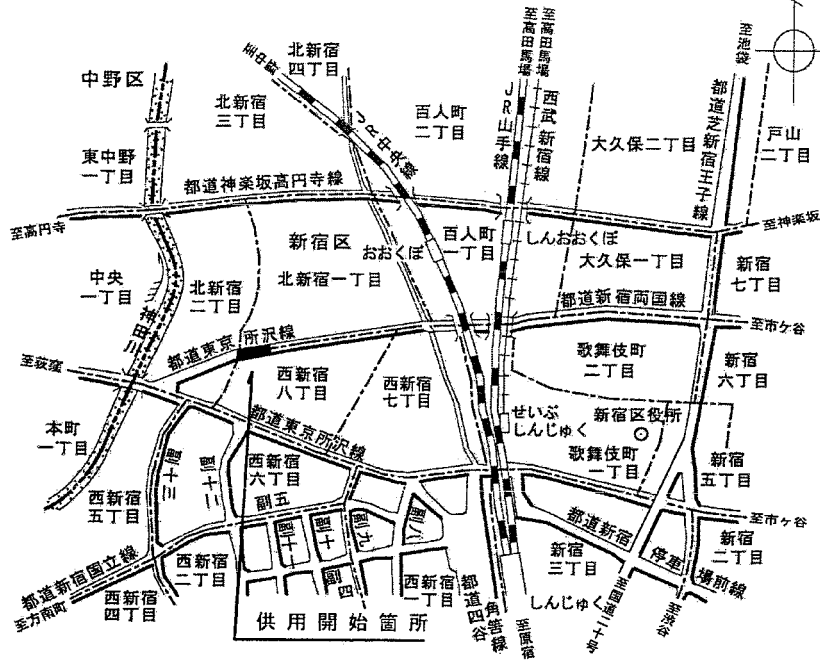
別図

都道東京所沢線供用開始略図

新宿区西新宿八丁目～北新宿一丁目

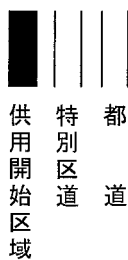


延長 二四〇・三七メートル
 面積 六、六八四・三五平方メートル

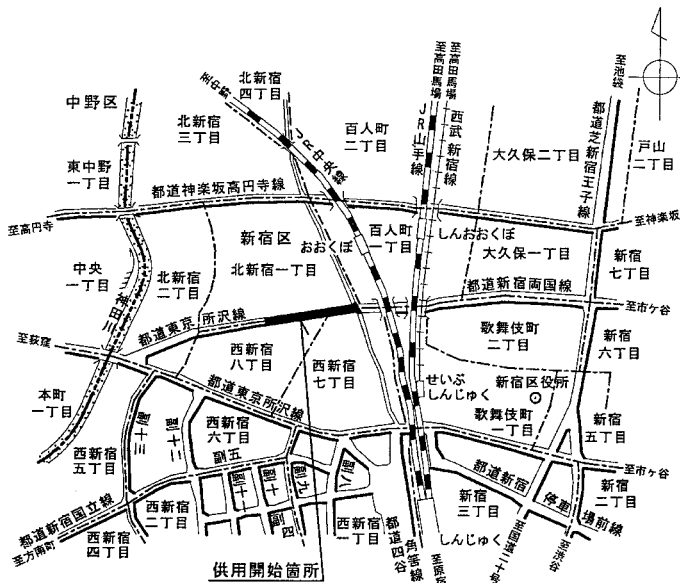


別図

都道新宿両国線供用開始略図
新宿区西新宿八丁目～百人町一丁目



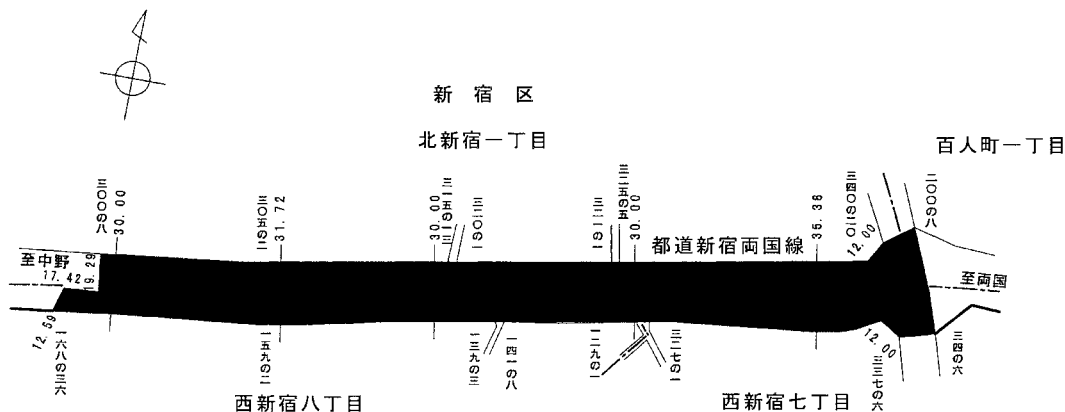
延長 四三九・四〇メートル
面積 一三、五三〇・四三平方メートル



●東京都告示第二百八十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十七年三月三日から起算して二

- 一 路線名 東京都知事 外 添 要 一
新宿両国
- 二 供用開始の区間 新宿区西新宿八丁目百六十八番三十

- 三 供用開始の概要 六地先から同区百人町一丁目二百番八地先まで
- 四 供用開始の期日 別図表示のとおり
平成二十七年三月三日



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人GLOW
- 三 代表者の氏名
加藤 琢真
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中央区勝どき四丁目九番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、医療への貢献を志す者に対して、日本国内及び発展途上国にて活躍できるように育成事業を行い、日本における国際保健分野の発展と地域医療の充実に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本K A I G Oサポートセンター
三 代表者の氏名
中元 秀吉

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝大門二丁目十二番十号 T & G 浜松町ビル3F

五 定款に記載された目的

当法人は、次の活動を通じて、健全な地域コミュニティ創成並びに先進福祉国家の構築を目指し、その発展に寄与することを目的とする。

(1) 介護を通して、人間性豊かなまちづくり、暮らしづくり、人づくりに貢献する。

(2) 介護を通して、日本の伝統と文化、生命(いのち)の尊さを広げる。

(3) 介護を通して、次世代を創造する人財を育成する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア太平洋肝臓病学会議

三 代表者の氏名

横須賀 收

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目二十四番七一九二〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア太平洋地域に居住する全ての人のために、肝臓病及び胆道疾患に関する啓発・教育及びその研究をすすめる、肝臓病及び胆道疾患の予防、診断及び治療に関する事業を行い、アジア太平洋地域の医学の発展及び医療の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人開業支援塾21

三 代表者の氏名

小川 裕司

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝三丁目四十二番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、医療従事者及び医院の開業を志す医師を対象として、保健、医療又は福祉の質的向上を図るための事業開発、支援活動、セミナー・コンサルティング等を行うことを通じて地域の医療を改善し、国民の健康の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プレゴ社会貢献基金

三 代表者の氏名

林 茶理

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、各種福祉団体等との交流、物品等の助成及び広報支援、さらには地域の防災・防犯に関する普及啓発を行い、また乳幼児には、安全で豊かな生活の場を築くことにより、乳幼児の心身ともに健やかな発達を援助し、高齢者・障害者には、その生活支援を図ることにより、男女ともに共同参画しやすい社会の創生を推進し、もって地域社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

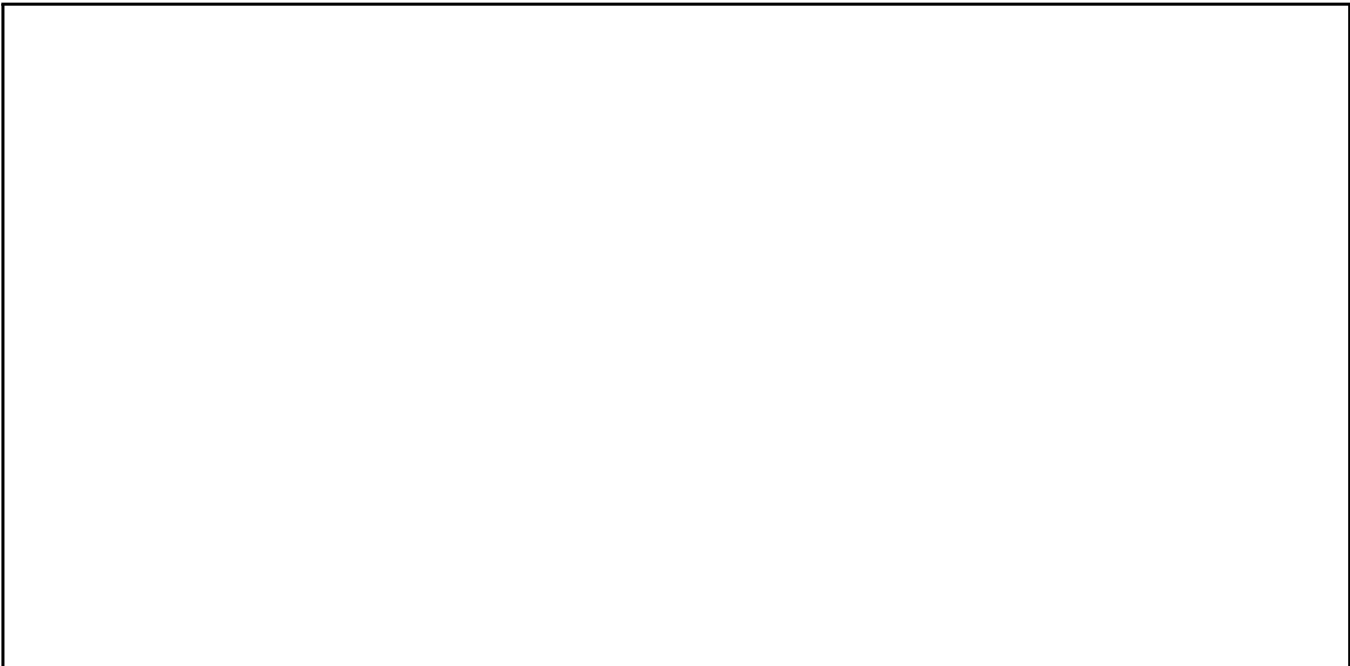
四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務

東京都市計画道路
板橋区大山町地内
平成二十七年二月
再開発
路事業補助線街
路第二十六号線
再開発
事務所
二十四日

関東地方
整備局告
示第六十
六号



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号

郵便番号
112-0002